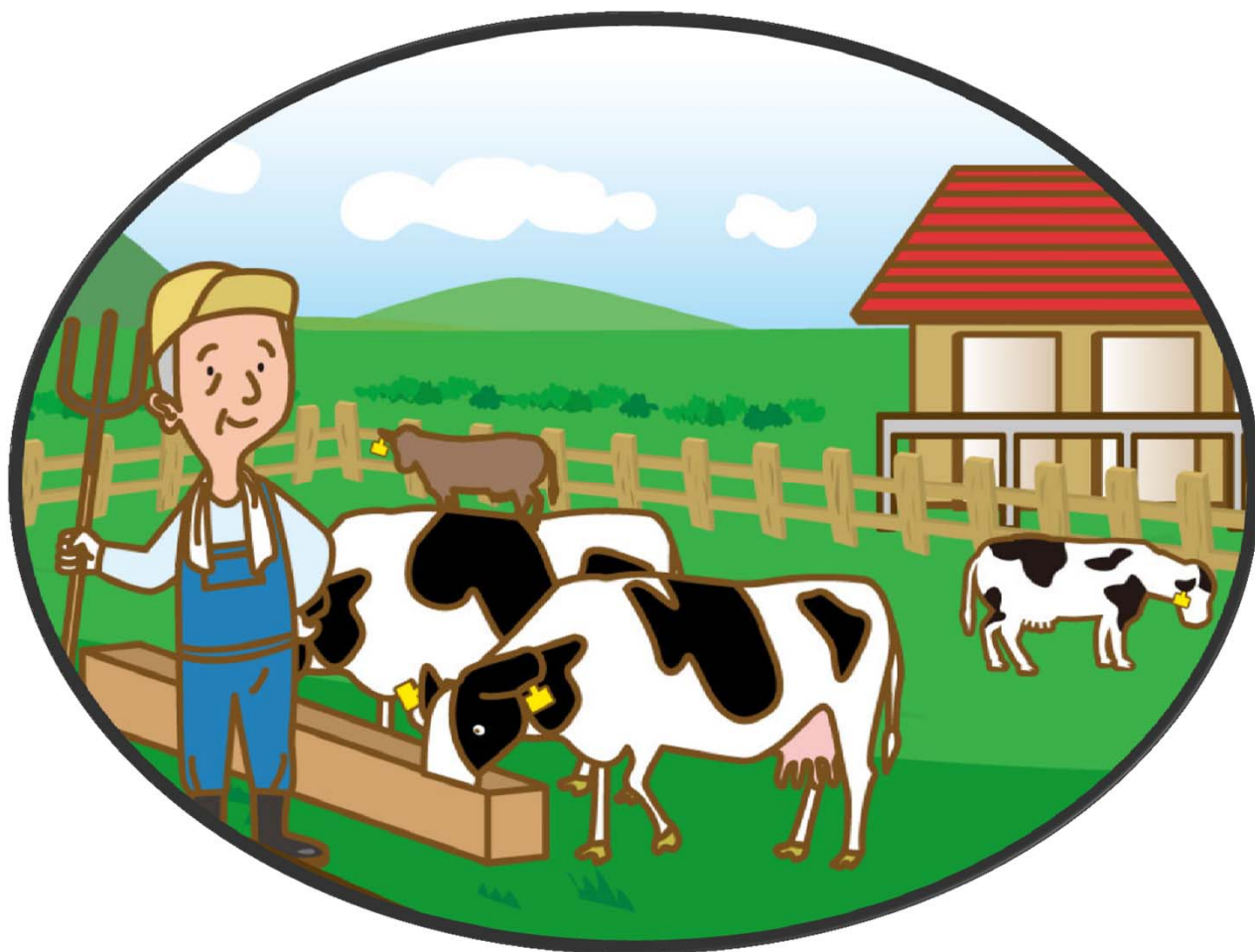


酪農環境負荷軽減支援事業

の概要



**農林水産省は、平成23年度から、
環境負荷軽減に取り組む酪農家に対し、
直接支援を開始します。**

1 支援対象者

■ 次の要件を満たす酪農家等が支援の対象となります。

- ① 飼料作物作付延べ面積（※1）が、経産牛1頭当たりで基準以上（北海道40a/頭、都府県10a/頭）であること。

（※1）飼料作物作付延べ面積は、**農作業受委託面積**、

二期作等の裏作面積 を含みます。

- ② 支援の対象となる **環境負荷軽減の取組** を実施すること。
- ③ その他の要件（年間を通して生乳を出荷していること、事業実施状況の確認等に協力すること等）を満たすこと。



2 環境負荷軽減の取組

■ それぞれの酪農家が、次の中から **15ポイント** 分以上の取組を選んで実施します。

堆肥の適正還元の実施

土壌分析、堆肥等の成分分析及び施肥設計を実施

5
P

耕畜連携の取組

堆肥等の成分分析の実施と、耕種農家との堆肥供給契約の締結

5
P

緩衝帯の設置

飼料作物作付地の中又は隣接する水路等に沿って幅3m以上の非作業帯を設置

5
P

不耕起栽培の実施

単年性飼料作物の5割以上及び永年性飼料作物の2割以上の面積で、不耕起栽培を実施

5
P

景観作物の導入

ひまわり等の景観作物を、北海道40a以上、都府県10a以上で作付け

5
P

河川敷等の未利用地の有効利用

飼料作物作付実面積の2割以上の面積の河川敷等の野草を、飼料等として利用

5
P

放牧の実施

経産牛1頭当たり90日以上を放牧を実施

5
P

デントコーン・ソルガムの作付け及びスラリー等の土中施用の実施

デントコーン・ソルガムの作付地で、スラリー等の土中施用を実施（※2）

5
P

家畜排せつ物の強制発酵への転換

家畜排せつ物の処理を新たに強制発酵（攪拌、送風装置等）で処理

5
P

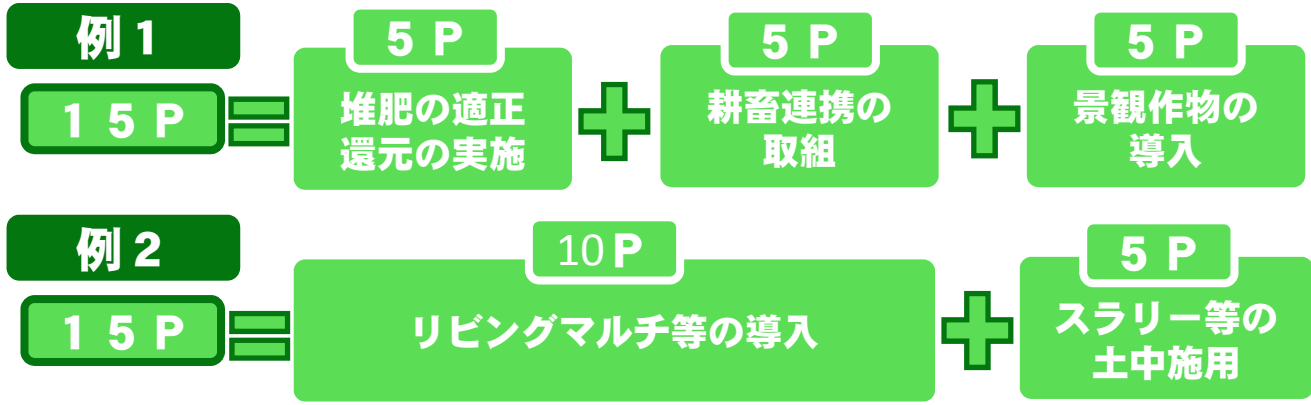
無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施	全ての飼料作物作付地で無化学肥料栽培又は無農薬栽培を実施。やむを得ず使用する場合は、飼料作物作付実面積の2割以内。	10 P
リビングマルチ等の導入	デントコーン・ソルガム等を、リビングマルチ又は生分解性資材によるマルチで作付け(※2)	10 P
パーラー排水等の雑排水処理の高度化	搾乳施設(パーラー又はパイプライン)の洗浄水等により排出される全ての汚水を浄化処理	10 P
メタン発酵によるエネルギー利用	家畜排せつ物をメタン発酵施設で処理し、エネルギー利用	10 P
冷温ヒートポンプ等の導入	生乳の熱を利用した冷温ヒートポンプ等を導入し、エネルギー利用	10 P
都道府県知事が特に認める取組の実施	知事が環境負荷軽減に必要な技術として、酪農家が取組む必要があると特に認める取組を実施	5 P

(※2) 飼料作物作付実面積に占めるデントコーン・ソルガム等の作付け面積が、北海道で2割以上、都府県で4割以上必要です。

(注意) 事業参加にあたっては、飼料作物作付面積を確認できる書類(農地基本台帳等)や取組を確認できる書類(作業日誌や写真等)が必要です。
 詳しい取組の要件等は、お近くの地方農政局にお問い合わせください。

3 取組の例

■ 支援の対象となる取組の例は以下のとおりです。



4 支援の水準

■ 支援単価 = **15,000円/ha**

奨励金額 = 飼料作物作付実面積(※3) × 支援単価

(※3) 飼料作物作付実面積は **農作業受委託面積** を含みます

5

事業の実施体制

- 事業の実施体制は以下のとおりです。

北海道農政事務所、地方農政局、沖縄総合事務局

地域センター

都道府県協議会

農協等

事業参加
申込等

(※4)

酪農経営

奨励金交付



(※4) 奨励金の交付のために、事業参加申込書に口座番号を記入する必要があります。
あわせて、その口座の「通帳表紙裏ページ」のコピーを提出する必要があります。

6

お問い合わせ先

お近くの農林水産省地方農政局へお問い合わせください。